

USPTO、特許適格性に関する審査ガイドラインを公表

2014年3月7日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁(USPTO)は、3月4日、自然法則や自然現象、自然界に存在する物に関連する発明の特許適格性に対するガイドラインを公表した¹。

このガイドラインは2012年3月20日のPrometheusの投薬方法特許に対して米連邦最高裁が特許適格性無しとした判決²および、2013年6月13日に同最高裁がMyriadの遺伝子特許は特許適格性無しとした判決³に対応するものである。

これまでもUSPTOは、上記2判決に対応する形で(暫定的な)ガイドラインを公表してきたが、今回のガイドラインはそれらを改訂するものとなり、公表と同時に適用される。

このガイドラインは、自然法則や自然現象、自然の産物についてのクレームまたはそれらを含む全てのクレームの特許適格性に関する審査に適用される。審査に際しては、クレームが全体として法的例外(judicial exception)とは著しく異なる(significantly different)ものを記載しているか否かで判断されることになる。

(了)

¹ [ガイドライン](#) (PDF)

² 2012年3月25日付米国発特許ニュース：[米連邦最高裁 Prometheus の投薬方法特許に特許適格性が無いとする判決を下す](#) (PDF) 参照。

³ 2013年6月13日付米国発特許ニュース：[米連邦最高裁が「遺伝子特許」は特許適格性がないとの判断を下す](#) (PDF) 参照。